

# 農業 ひろさ

2024年10月1日(第224号) (令和6年10月1日)

編集と発行: 弘前市農業委員会 弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104

弘前市ホームページ 農業情報はこちらから





# 園児たちがじゃがいも掘りを体験!

市内5つの保育園と幼稚園の園児たちが、弘前市弥生いこいの広場でじゃがいもの収穫を体験しました。この栽培体験は平成6年から行われており、園児たちが普段なかなか体験することができない畑での農作業を通じて、野菜づくりや動物に親しみを持ってもらい、食育活動にも繋げることを目的に行われています。

8月22日、養生幼稚園の年長組の園児23人がじゃがいも掘りを体験しました。5月下旬に動物広場奥の畑に種いもを植え、収穫を心待ちにしていた園児たちは、長靴姿で畑に入り、両手で土を掘り起こして出てきたじゃがいもに歓声を上げていました。園児たちは収穫したじゃがいもを分別するため、形や虫食いがないかなどをじっくりと観察し、判別が難しいものは施設の職員に聞きながら、真剣な様子で収穫していました。

この日に収穫したじゃがいもは約20kgと豊作で、主にイノシシなど施設の動物の餌になるほか、園児たちが切った野菜で作られるカレーは同園のお 昼ご飯で全員に振る舞われる予定とのことです。

収穫体験後に園児は、「イノシシさんとかが食べるからいっぱいとった。 たくさんとれて楽しかった。幼稚園でカレーとかフライドポテトとかにして みんなで食べるのが楽しみ」と、初めての収穫作業に大満足の様子でした。

# 地域農業の振興のために

### 関係機関に 要請活動

### 【青森県知事へ要請】

8月6日、中弘地区農業委員会連絡協議会(会長 成田繁則弘前市農業委員会会長)は、さきの中弘地区農業委員会大会で決定した要望事項の実現に向け、中南地域県民局の小枝秀地域農林水産部長に要望書を手渡しました。

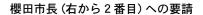
小枝部長は要望内容を確認し、このうち、交信かく乱剤「コンフューザーR」の購入支援について「継続的な取り組みを検討するよう担当部署に意見する」と述べ、また、スマート農業の普及推進については「国や市と調整をしながら計画的に基盤整備を推進するとともに、国の事業も活用しながら、農業者の取り組みを支援し、普及を促進していきたい」との考えを示しました。

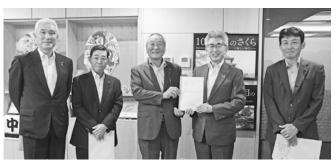


小枝中南地域農林水産部長(右)への要請

### 【弘前市長へ要請】

同日、弘前市農業委員会は、会長をはじめとする4名の運営委員が櫻田宏弘前市長を訪れ、県に対し交信かく乱剤「コンフューザーR」の購入支援継続を働きかけるよう、要望書を手渡しました。これに対し、櫻田市長は「令和7年度の青森県に対する重点要望に加えていく」と述べました。





市では、8月21日に、弘前市りんご公園において「持 続可能なりんご産業を目指すスマート農業等展示会」を開 催し、地域の生産者や関係団体職員など約170人が参加 しました。

展示会には13の企業・団体が出展し、無人走行のスピ -ドスプレーヤやラジコン草刈機、花粉交配機など、りん ご生産現場で活用が期待されるスマート農機のほか、冷却 ベストや高温対策資材などの気候変動対策技術、有機由来 肥料など、様々な技術が紹介されました。

参加者は、新しい技術を実際に見て体験しながら、導入 についての検討や、今後の技術開発に向けて出展者との意 見交換を行いました。



無人走行のスピードスプレーヤ

# 「雇用就農資金」事業説明会

全国農業会議所では、原則49歳以下の就農希望者を新た に雇用し、通年で農業就業又は独立就農に必要な技術・経営 ノウハウ等を習得させるための研修を実施する農業者等に 対して、「雇用就農資金」を交付しています。

令和6年度事業の第3回募集に向けて、事業説明会を開催 します。個別相談も受け付けますので、雇用就農資金の活用 を検討している方は、ぜひご参加ください。

- 「雇用就農資金」の活用を検討している方 ◆対
- ◆日 **時** 10月18日(金) 午後2時~
- ◆場 **所** 弘前市役所岩木庁舎2階 会議室1
- ◆内 容 雇用就農資金の説明など
- ◆定 員 15名
- ◆申込期限 10月15日(火)※事前申込みが必要です。
- ◆参加費 無料
- ■問い合わせ先

農政課担い手育成係 (市役所前川本館3階)





# 全国青果会社招待会開催

市では、8月26日に、弘前産りんごの有利販売への協 力要請を目的に、全国青果会社及び県内関係機関、出荷団 体を対象とした招待会を弘前パークホテルにおいて開催し ました。

県内外の市場関係者約180人が出席し、当市の取組な どを紹介しながら、日本一のりんご産地「弘前」をアピー ルしました。



招待会の様子

### 「弘前市園地継承円滑化システム」の 新機能を追加します!

市では、経済寿命のある園地の円滑な継承につなげるこ とを目的に、園地の詳細な情報を集約した「弘前市園地継 承円滑化システム」を、令和4年11月から市ホームペー ジ等で公開していますが、さらなる園地の流動化を図るた め、今回新たに2つの機能を追加することとしました。

### 追加①樹体のない農地情報の公開(令和6年10月公開)

…果樹の伐採・抜根後の農地や放任園解消後の樹体のな い農地(保全管理畑)の情報を登録し、りんご等を新 植したい方など向けに公開します。

追加②樹園地を探している受け手情報の公開(令和6年 10月受付開始、令和7年4月公開予定)

…新規就農や樹園地の規模拡大を検討している受け手に ついて、農地を取得したい地区や希望する面積などの 情報を登録し公開します。

システムへの登録方法など、詳細については市ホームペ ージ(二次元コード)をご覧になるか、農政課までお問い 合わせください。

- ※樹体のない農地については、農地の出し手へ交付する 「園地登録流動化奨励金」の対象となりません。また、奨励 金は令和6年度末で終了を予定しています。
- ■問い合わせ先 農政課農地支援係

(市役所前川本館3階)

240 - 0656



240 - 0767

# 業用免税軽油の交付申請について

令和7年に使用する農業用免税軽油(免税証)の交付申請を、 次のとおり受付します。

申請書等の用紙は、中南地域県民局県税部及び農協各支店に 用意してあります。申請が遅れると交付も遅れるため、必ず期 間内に申請してください。

- **◆受付期間** 11月11日(月)~12月13日(金)午前9時 ~午後4時30分(土・日・祝日を除く)
- **◆受付場所** 中南地域県民局 県税部 弘前合同庁舎 (蔵主町 4) 本館2階
- ◆必要書類等

	申 請 区 分	新規	更新	継続	再交付	書換
1	簡易書留封筒 (460円分の切手貼付)	0	0	0		
2	免税軽油使用者証 (共同) 交付申請書	0	0			
3	免税軽油使用者証書換・再交付申請書				0	0
4	譲渡(販売)証明書 ※1	0	Δ			Δ
5	誓約書	0	0			
6	県税関係証明等原簿 (400円分の県証紙貼付)	0	0		0	0
7	免税証交付申請書	0	0	0		
8	免税軽油所要数量計算書	0	0	0		
9	農業委員会発行の耕作証明書	0	0	0		
10	定款·規約·商業登記簿謄本 ※ 2	2 \( \triangle \)				
11	組合員名簿 ※3	3 \	Δ	Δ		
12	免税軽油の引取り等に係る報告書 の提出期限の特例申請書 ※ 4	Δ	Δ	Δ		
13	前回交付の免税軽油使用者証		0	0		
14	免税軽油の引取り等に係る報告書 (納品書等添付)		0	0		
15	免税軽油使用者証亡失届				0	

### 〇…提出必須

△…※1~4に該当する場合は提出必須

- ※1 機械を追加、入替する場合
- **※** 2 法人、組合名義の場合
- ※3 組合名義で、耕作証明書に組合員全員の氏名の記載が ない場合
- **※** 4 報告書を6か月分まとめて提出希望の場合(免税軽油 の引取数量が1か月当たり1,000 ℓ以下の方のみ可)



# 下正軽油は犯罪です

不正軽油とは、脱税を目的として、軽油に重油や灯油を 混ぜ、軽油と偽って販売されているものです。

不正軽油の製造、販売はもちろん、使用した人も10年 以下の懲役、1,000万円以下の罰金が課されるなど、 重い罰則が適用されます。

- 不正軽油の撲滅にご協力をお願いいたします -
- ■問い合わせ先 中南地域県民局県税部 ☎32-1131 (内線228・378)

病害虫の温床となるりんご放任園の解消を図るため、放任 園の伐採、抜根、撤去等に要する経費の一部を補助します。

- ◆対象者 3戸以上の農業者で組織する団体、認定農業者、 認定新規就農者
- **◆補助対象経費** 人件費、機械器具借上費、燃料費、業務 委託料
- ◆補助金額
  - ○調査・交渉経費 15,000円(奨励金)
  - ○処理対策経費 次の①、②のいずれか少ない額
  - ①伐採樹が23本以上/10aの場合:117,512円 / 10 a 以内、

伐採樹が23本未満/10aの場合:5,108円/本

- ②補助対象経費の実支出額の合計額
- ◆募集期間 予算の範囲内で、随時受付します。詳細はお 問い合わせください。
- ■問い合わせ先 りんご課生産振興係(市役所前川本館3階) **☎**40−7105

# 野焼き・不法投棄はやめましょう

### ●野焼きをやめよう!

家庭や事業所から出たごみを、ドラム缶に入れて焼却し たり、空き地や河川敷などで焼却したりする野焼きは、法 律で禁止されています。また、悪臭や煙による近隣トラブ ルにつながるほか、ダイオキシン類などの有害物質を発生 させるなど、健康への影響が心配されます。

野焼き禁止の例外として、農業を営むためにやむを得な いものとして行われる廃棄物の焼却は法律で禁止されて おりませんが、むやみに焼却してよいというわけではあり ません。

また、農業から出る農業用マルチなどのプラスチックや ゴム・ビニールなどは産業廃棄物となりますので、ごみ処 理業者に処理を依頼するなど適正な対応をお願いいたし ます。

- ■問い合わせ先 環境課資源循環係(市役所前川新館2階) 35 - 1130
- ●不法投棄をやめよう!

人目につかない山林や、空き地などにごみを捨てる人が います。不法投棄されたごみにより、自然環境や景観が悪 くなるだけでなく、元に戻すためには多くの労力と費用を 要します。また、家庭ごみ集積所においても、市で収集し ないごみを故意に捨てたり、農業に伴い排出されるごみ (事業系ごみ)を捨てる行為は不法投棄にあたる場合があ ります。

- ■問い合わせ先 環境課町田事業所(弘前地区環境整備セ ンター管理棟2階) ☎32-1952
- ●重い罰則が科せられます!

不法投棄や野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によ り、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金(法人 は3億円)または、その両方の罰則が科せられます。

《《クマの目撃情報が多発する時期です。》》

### 作業中被害に遭わないために、次のことに注意しましょう。

- ○クマが出没するおそれのある山ぎわ付近での作業時や、ク マの活動時間と重なる早朝や夕方は特に注意する。
- ○笛を吹いたり、鈴、ラジオなど音が出るものを身につけて、 存在を知らせる。
- ○廃棄したりんご・野菜を放置しておくとクマを引き寄せる 原因となるので、適切に処分する。

### 【クマに遭遇したら】

- ○クマは逃げるものを追う習性があるため、後ずさりしな がら静かに立ち去る。
- ○大声を上げたり、刺激をしない。
- ○子グマの近くには親グマがいる場合が多いため、見つけ ても近寄らない。

### 【クマを目撃したら】

○平日日中は、下記問い合わせ先まで

夜間・休日は弘前市役所☎35-1111 (代表) までご連絡を。

■問い合わせ先 農村整備課鳥獣対策係(市役所前川本館 3階) ☎40-4155

### 農作物の収穫徹底についてのお願い ◆ ~ カラス被害を減少させるために~

農地や街なかにおいて、カラスによる被害が深刻となっ ております。

カラスは、自然界に食べ物が少なくなる冬季に多く餓死 するといわれています。しかし、未収穫のまま農作物等を 放置することが、カラスに対しての無自覚な餌付けとなり、 カラスの個体数を減らすことができなくなります。

そこで、カラスの個体数や被害を減少させるため、畑に 放置された規格外の農作物については土中に埋める、木に 残っている果実等は可能な限り残さず処理する、といった 取組について、農業者の皆様のご協力をお願いします。

■問い合わせ先 環境課環境保全係(市役所前川新館2階)

36 - 0677

青森県農業共済組合ひろさき支所では、令和7年保険期 間分の収入保険の新規加入申請を受付しています。

受付期間は12月末までです。

### ◆【加入時の必要書類など】

- ○確定申告書第一表
- ○青色申告決算書(損益計算書・収入金額の内訳)
- ○事業消費、各品目ごとに作付面積、収穫量、雑収入の内 訳が分かるもの
- ○畑作物直接支払交付金支払通知書 (麦・大豆耕作者のみ) ※上記書類の直近4か年分(4年分の申告書類がない方は、 ある年数分で結構です)

収入保険は近年多発している大規模自然災害をはじめと した様々なリスクから農業経営を守ります。

お見積りをいたしますのでお気軽にお問い合わせください。



■問い合わせ先 青森県農業共済組合

ひろさき支所 228-5700

今こそ年金

### 国民年金に上乗せとなる公的な年金「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を!

注意

国庫補助分を除いた本人負担分についての年金(農業者老齢年金)は、 原則65歳から生涯受け取ることができます。(60歳からの繰り上げ 受給も可能です。)

国庫補助部分の年金を受給する際には、加入期間として20年以上(カ ラ期間を含む)、と経営継承が必要となります。経営継承の時期につい ての年齢制限はありませんので、65歳を超えてもかまいません。 また、国庫補助の部分に関しては、死亡一時金の適用はありません。



### ■農業者年金に加入すれば~ 農業者年金の支給額(年額)の試算

	納付期間	性別	保険料の国庫補助のない加入の場合		保険料の国庫補助を受ける加入の場合				
加入年齢			保険料本人 負担分総額	農業者老齢年金 支給額(年間)	保険料本人 負担分総額	支給総額 (年間)	農業者老齢年金支給額	老齢付加年金支給額	
20歳	40年	男性	960万円	80万円	744万円	81万円	58万円	23万円	
		女性		69万円		69万円	50万円	20万円	
30歳	30年	男性	720万円	53万円	588万円	53万円	41万円	12万円	
30歳		女性		46万円		46万円	36万円	10万円	
35歳	25年	男性	<b>─</b> 600万円	42万円	528万円	42万円	36万円	6万円	
30成	25#	女性 女性		36万円		36万円	31万円	5万円	

※上のケースは、保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.00%となった場合 の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ令和6年度は1.00%です。

(各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致しておりません。)



### 早く加入するほど、国庫補助額が大きくなります。

詳しくは… 「農業者年金基金」 検索 https://www.nounen.go.jp